

告示

埼玉県告示第千四百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年十二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		武蔵嵐山病院				所在地	比企郡嵐山町太郎丸一三五		サービスの種類	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 居宅介護支援	廃止年月日	平成三十年十月三十一日
訪問看護ステーション おおむらさき		比企郡嵐山町太郎丸一三五		訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防居宅療養管理指導	介護予防訪問リハビリテーション	居宅介護支援	居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション	介護予防訪問看護	平成三十年十一月一日